# 横浜大空襲罹災の実相

視調書」を紹介したい。 料の一つとして、 り亡くなった方々自身が語ることはで 証言が語っている。しかし、 ないのである。 おける罹災の様相は、 焼夷弾を主とする日本の都市空襲に その罹災状況は、 その手がかりとなる資 「伊勢佐木警察署検 多くの体験記や 推測する他 犠牲とな

### 空 |襲犠牲者の記録

には先の藤沢の一人が含まれているな 六人とされている。ただし、この内訳 横浜市の空襲全体の死者数は、四六一 により三六四九人 ど、集計根拠は曖昧である(詳しくは 誌』横浜市建設局、一九六一年)。また、 と記録されている 横浜大空襲による死者は、 四五 (昭和二〇) 五月二九日の (他に藤沢で一人) (『横浜市戦災復興 警察・消防

告した書類の原本は確認されていない。

ところが、そうした状況のなかで、

身元確認が困難な場合も多く、 空襲罹災後の混乱と遺体の状態により 二〇一五年を参照) 拙 いない。また、各警察署・消防署が報 たもので、その後の変動は反映されて た報告に基づいて県や県警察が集計し 各警察署・消防署が空襲直後に提出し しかも、先に紹介した集計はすべて、 して不充分であったことが考えられる たことが大きい。 的に空襲犠牲者の調査が行われなかっ 九四五年段階の記録に頼り、 ぶとされる。過小となった要因は、 総数は七〇〇〇人~八〇〇〇人におよ 過小であるという見解が有力で、 加えて、警察・消防の記録自体が、 さらに、これらの死者数につい 稿 『紀要』 浜 第五号、 の空襲に関する日米の 浜市史資料室

戦後継続

その ては

りで、 視調書」と書かれている。 当時の遺体検視調書の綴 かった(今井清一『大空 検視調書」の原本が見つ 頃に、「伊勢佐木警察署 遺体を検視して、 警察署 一九八一年)。これは、 す際に作成された書類の 一九七一(昭和四六)年 二十九日空襲 5 月 表紙に 29日』有隣新書 昭和二十年五月 「伊勢佐木 変死者検 引き渡

> ある。 時の経緯など詳しい事情は、 原本である。 検視調書が発見された当 不明で

記

中巻 の後、 なく、 の一つとしている。 ている空襲犠牲者数が過小である根拠 倍に当たることを指摘し、 内の死者は四六一人と、県の記録の三 で、この検視調書によると同警察署管 氏は著書『大空襲 している。これに先立って、 亡原因・死亡場所を表にまとめて紹介 年記念事業実行委員会、一九八五年) 写真が掲載されているが、 翌年刊行された 検視調書掲載の死者数・年齢・死 (神奈川県警察本部) 内容にも一切触れていない。そ ・中区史』 5月29日』のなか 『神奈川県警察史』 (中区制五〇周 現在いわれ 何の解説も には、 今井清一 その

記録と

明らかな重複と思われる。 遺体引き取り人が異なるので、 同一内容の調書が二枚ずつあるので、 複が二二件あり、その内六件三人分は 調書自体は四七四人分あるが、氏名重 室が改めて行った集計によれば、死 六一人としているが、当横浜市史資料 史』では死者は四六○人、今井氏は四 浜市史資料室に引き継がれた。『中区 は中区史編集資料の一つとして、当横 一六件は、 これは、 その後、 (遺体数) は四七一人であった。 集計の仕方による違いと思われる。 複数ある同一氏名の扱いな 身元特定の名前は同一だが、 「伊勢佐木警察署検視調書」 残りの重複 遺体自 者

> って、 なかった。 あるため、 内容でもあり、 ている場合もある。 亡状況や遺体の様子が生々しく記され と思われる上に、 れる。内身元不明は、四八体である。 差し引いた四七一体であったと考えら このように、 遺体数は、 これまで一般に公開してこ 身元特定の誤りもある 慎重に取り扱う必要が 調書によっては、 個人情報に関わる 類の重複三人分を 死

#### 検視調書

図」として展示公開されている。(東 居 記載はない。東京大空襲・戦災資料セ 村健氏のご教示による。) よび横浜都市発展記念館調査研究員 京の霊名簿については、青木哲夫氏 れているが、今のところその成果は となって、霊名簿の調査研究が続けら ンターとすみだ郷土文化資料館が中心 でも、このように具体的な死亡状況の (ほとんどが一般公開されていない) 住地と死亡場所を示した「被災地 東京で発見されている霊名簿の類

で、 〇一七年) 視調書」は人数は限られるが、空襲罹 人分の記載内容を表にして掲載し ととした。報告書『横浜の戦争 を伏せて表形式にまとめて公開するこ と考えられる。そこで今回、 災の具体的様相を伝える貴重な資料だ これに対して、「伊勢佐木警察署 そちらをご覧いただきたい。 に、 重複分を含めた四七 (横浜市史資料室、 個人名等



火の手が上がる市街地 根岸台から中村町・浦舟町辺り 下に根岸競馬場 1945 (昭和20) 年5月29日 横浜の空襲と戦災関連資料・米空軍図書館所蔵

体は

一六体あったと思われる。

したが

別・住所等、それに遺体発見場所や死 枚ごとに通し番号が振られているが、 入が略されている項目も多い。調書一 が記されている。調書によっては、記 そして検視官と担当警察官の氏名など 持品受領者の氏名・職業・年齢・性 る。遺体発見者と変死者および遺体所 は一家族分を書き込むようになってい が印刷されており、一枚に一人ないし べておこう。 か紹介したい。まず、調書の概略を述 一部番号が重複している。 今回 介できなかった具体的内容をいくら 死亡・発見・検視・引渡の日時、 は、 報告書の解説等では充分に 調書の表裏に項目や書式

重複も含めた四七四人の性別・年齢 を見ると(表1)、男性一七九人、女 を見ると(表1)、男性一七九人、女 性二八七人、不明八人と女性が多く、 八七人、不明六七人と、老人と子ども が多い。とくに男性の場合、四〇歳以 上が七三人、一九歳以下が 上が七三人、一九歳以下五九人と、兵 役適齢以外が七割以上を占めていた。 成人男性が不在のなか、女性と老人と 子どもが多く犠牲となったことがうか がえる。

溺死は避難途中に川や防火用水に入っ空壕などでの酸欠と一酸化炭素中毒、となっている(表2)。窒息死は、防窒息死が六七人、溺死・水死が二一人窒息死が六七人、溺死・水死が二一人、不因については、焼夷弾爆撃であっ

致する実態である。 ての水死であった。体験記や証言と合

少数とはいえ、爆死・傷害死があったこ 型の通常爆弾による爆発の被害はなか 明一九人とある。五月二九日は、 宅には、入院中一人(重複二件)も含む。 防空壕一一人)と多く、勤務先一人と 宅およびその周辺も一七六人(内自宅 が二七四人と六割以上を占めるが、 とは注意しておくべき点である。 身体に直撃した例など、証言もあり なっている。不明は二三人である。 ったはずだが、それでも焼夷弾が直接 の焼夷弾のみの爆撃であったため、 他に、爆死一〇人、傷害死六人、 死亡場所がわかっている内、 避難先 大小 大 自 不 自

出そうとしたのだろうか。避難するこ 逃げ遅れたのか、 周辺が意外に多いのは、消火を試みて 救護所が一人ある。一方、自宅および 罹災後収容されたのか、病院が二人、 など、必至の避難途中に火や煙にまか なかでも生死を分けたのである。 推測できる。その判断により、 たことが、生存者の体験記などからも と自体を躊躇し、その行き先にも迷っ れ倒れていった姿が想像される。また、 川の中や川岸が二八人、道路上一八人 難途中や避難先の内、 記載の仕方がまちまちであるが、 あるいは荷物を運び 防空壕五四人、 家族の 避

く知られている。黄金町駅やその周辺ド下で、集中して死者が出たことはよは限らない。たとえば、黄金町駅ガー

でも、多くの遺体を検視している。管内に隣接していた西区の東国民学校で二が疎開していた西区の東国民学校で二四体を収容した他、南区赤門町など、西体を収容した他、南区赤門町など、の本を収容したのではない。しかし、ここでも一七人のは南区で、本来伊勢佐木警察署の管内は南区で、本来伊勢佐木警察署の管内

## 身元の確認

死亡状況に関しては、一部の調書に、変死者の人相着衣や、発見時の様子が少ないが、所持金品の記載内容からは少ないが、所持金品の記載内容からは。以下、いくつかの事例を紹介してる。以下、いくつかの事例を紹介して

身元確認に当たっては、遺体の損傷が激しかったためか、着衣で判明と記が激しかったためか、着衣で判明と記れているものが一三人あった。所持品については、通帳・印鑑や現金の他品については、通帳・印鑑や現金の他品については、通帳・印鑑や現象の地の生活を思い浮かばせると、その人の生活を思い浮かばせると、その人の生活を思い浮かばせる

に申し出た。

身元不明の遺体は、四三体であった。そのなかには、黒焦げになっていて、そのなかには、黒焦げになっていて、人相・着衣だけでなく性別・年齢すらて不明の調書には、衣服や所持品の他、「黒焦上半身後頭部に長髪有り女と認めらる」や坊主刈など、身元の判断材料となる特徴が記されている場合もある。となる特徴が記されている場合もある。となる特徴が記されている場合もある。

録』所収)を見てみよう。 録』所収)を見てみよう。 録』所収)を見てみよう。

一川島さんたちは、南区榎町の義妹が行方不明となり、その「亡骸を探したが、何しろ非常にいたんでいたので、発見に非常困難苦労した。」という。発見に非常困難苦労した。」という。 知人が最後に避難する義妹を見たという辺りで探した結果、「顔の骨格という辺りで探した結果、「顔の骨格とした」が、その状態は「両手は肩からした」が、その状態は「両手は肩からした」が、その状態は「両手は肩からした」が、その状態は「両手は肩からした」が、その状態は「両手は肩からした」が、その状態は「両手は肩からした」が、その状態は「両手は肩からした」が、その状態は「両手は肩からして、八せンチ位で白骨となり、両足もでいる。 ころ、「お母ちやんのお腰(腰巻)」だころ、「お母ちやんのお腰(腰巻)」だいった。

証言である。

正言である。

渡先は、家族が三七一人、横浜市ない調書に記録された遺体・所持品の引

表1 里士・年齢別

	X1 //X Talim												
		9歳以下	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	計			
罗	号	44	15	6	14	19	19	35	28	180			
\$	, Z	43	19	41	37	32	36	51	28	287			
不	明	0	1	0	0	0	0	0	6	7			
言	†	87	35	47	51	51	55	86	62	474			

#### 表2 死亡原因

XL XLMI												
	焼死	窒息死	溺死・水死	爆死	傷害死	不明						
男	126	30	14	4	3	3						
女	218	37	7	6	3	16						
不明	7	0	0	0	0	0						
計	351	67	21	10	6	19						

罹災の実相

注: 焼死には窒息死との複合男3人・女4人含む。

るものもある。それらを列記してみよ を記すだけなく、 付近歩道で頭を北方に」「玄関内」 防空壕内で亡くなった例も、少なくない。 道路上に於いて仰向けで」「交差点 や前の道路などで亡くなっていたと った記載がある。一気に火に巻かれ 中」で逃げ遅れ、あるいは台所・裏 変死場所には、 逃げまどう姿が想像される。 自宅に関しては、「三畳の間に病 避難途中と思われるものでは 発見状況を記してい 単に住 所や建物など 自宅 な

っている。検視および遺体引渡日を見 人は引渡先不明(三人身元不明) 先に紹介した県の記録は、六月二日 内会が八一人(内四三人身元 軍二人 (二人身元不明)、 最終は六月二二日である。 残り九 不 口も多い。 われる。 るのは、

ると、

町

れなかった遺体もあった可能性がある。 院などに仮埋葬された遺体や、発見さ 映されていない。また、身元不明で引 程足りないが検視調書の数に近付く。 足すと三五三人となり、 外に行方不明が二二九人(六月二日現 九人の内伊勢佐木警察署管内は、 ないし四日現在の数字で、 人がなく、検視も受けずに付近の寺 県の記録の日付から検視調書最終日 およそ二〇日間が経過している の身元判明分は、県の記録に反 人となっている。だが、これ以 死者と行方不明を単純に まだ一〇〇人 死者三六四 死者 取られた。 その他、

災の激しさを示している。 の発見状況の記述は、焼夷弾による火 近で発見された遺体も多い。その場合 先に述べたように、川や防火用水付

れたのだろう。 て、 おそらく防火用水や川に逃れようとし いる。 あるがむしろほとんどが焼死となって 近で発見される場合は、 がうかがえる。貯水槽あるいはその付 共に飛び込み溺死」「河中に仰向け」 村川溺死体となり発見」「水中に母と 災の難を避けんとして墜落溺死」「中 火用水中に入りて」「大岡川水中に火 など、必死に火を逃れようとする様子 貯 一天水桶に転倒」「子どもと共に防 川でも一部は焼死とされており、 水槽の脇や川岸で火に巻き込ま 溺死の場合も

さらに逃げ出そうとしたのかわからな どという記載がある。「玄関内」とあ いが、このように建物や施設の出入り 火に追われて逃げ込んだのか、 住所から他人の家の玄関と思

されたが、 れていたのが、 そらく母子連れだった。頭を並べて倒 三歳の女性と二、 「頭を北方に」 身元はわからず、 とあるのは、二二、

二四

痛々しい。巡査に発見 三歳の男の幼児のお 軍に引き

ン下敷」など、避難途中に遭遇した様々 緒に逃げた子どもが窒息死」「焼トタ けとなり手足を縮め全身黒焦げ」「一 な場面が記録されている。 「空地に於いて死者は仰 向

> 子三名待避中窒息死」 は、 いて火風に依り窒息死」などの具体 その様子についても、 な記述がある 防空壕で多くの方が亡くなったこと 体験記や証言でよく知られている 「防空壕内に於 「防空壕内に親

ろ、 二〇一五年一一月参照)。いずれにし 史通信』第二一号、 ただし、 すものだろう。 掃射については議論が分かれる からない。また、 らのものか護衛戦闘機 P 51からかはわ 掃射と焼夷弾の直撃も記録されている。 撃」「焼夷弾の負傷を受く」と、 春台関東学院付近崖下咽喉部機 **|横浜の空襲体験記をめぐって」『市** 最後に、それぞれ一件ずつだが、「三 傷害死と判定された例の実際を示 機銃掃射については、B29か 空襲時のB29の機銃 横浜市史資料室、 (拙稿 機 銃

横 が出てこない限り、決め手にはならない は、 ているといえるのではないだろうか 罹災地域の中央に位置することからも 推測することもできるだろう。そして とによって、一人ひとりの避難経路を たように、居住地と死亡場所を結ぶこ ているので、東京の霊名簿で試みられ ん貴重である。死亡者数の記録として な罹災の実相を表す資料としてたい 視調書」は、数は限られるが、具体的 浜大空襲の典型的な罹災状況を示し しかし、死亡場所がほとんど記され 以上のように、「伊勢佐木警察署 残念ながらすべての警察署の調

(羽田博昭